すべての少年に国選付添人を！

JFBA 日本弁護士連合会

身体を拘束されている
すべての少年に
国費で弁護士の支援が
受けられる「国選付添人制度」が
必要です。

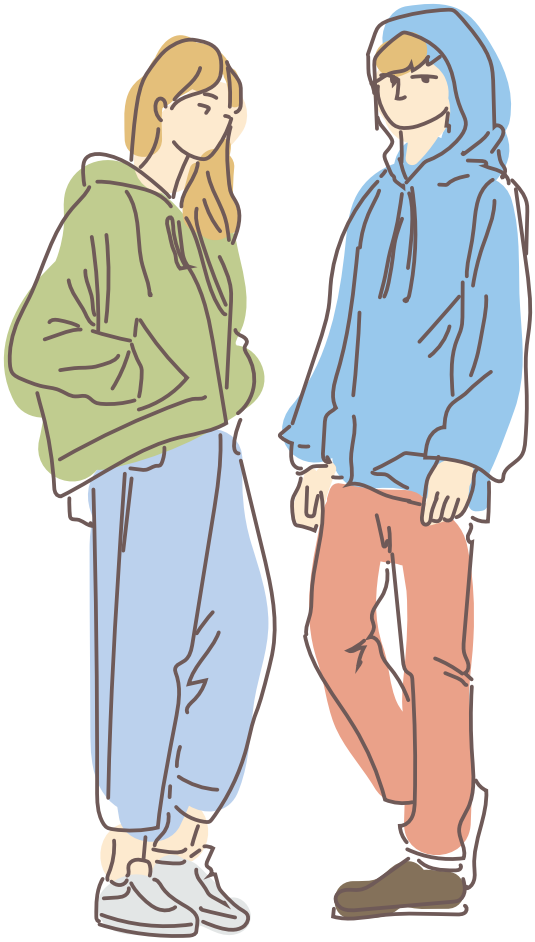

理由 1

現状の国選付添人制度は、対象事件が限定されており、少年院送致のような重い処分がされる場合であっても弁護士の支援があるとは限りません。

理由 2

現状のように国選付添人の対象事件が限定されていると、被疑者段階では国選弁護人がいたのに家庭裁判所送致後は弁護士の援助を受けられなくなるという「置き去り」にされる少年が生じるおそれがあります。

理由 3

国選付添人の対象外の事件で資力のない少年については、日弁連の負担で付添人をつけられる制度がありますが、少年の権利を守るためにも、成人※1 同様、本来は国費で付添人をつけるべきです。

理由 4

少年は、自分の意見をはっきりと言うことができない、強く言われると反論できない、誘導にのりやすいなど、成熟した大人よりも自分の身を守る能力が弱く、えん罪に巻き込まれる危険性が高い存在です。したがって、審判の際に弁護士から支援を受けることが不可欠です。

理由 5

付添人は、少年の反省を促したり、家族や少年の関係を改善する、少年の受入れ先を探すなど、少年やまわりの環境に働きかけることができます。これは、少年の立ち直りに極めて重要な役割を果たしています。

※1 2022 年 4 月から民法の「成年」年齢が引き下げられましたが、同時に施行された改正少年法においては、20 歳未満の者を引き続き「少年」（うち 18 歳 ·19 歳を「特定少年」）と定義し、20 歳以上の者と異なる手続の対象としています。本パンフレットでは、少年と比較対照される 20 歳以上の者を従来どおり「成人」と表記しています。

すべての少年に、
国選付添人制度を！

少年審判と付添人

罪を犯したとされる少年は、成人と異なり、多くの場合、刑事裁判を受けることはありません。

家庭裁判所に送られて、少年審判を受けます。少年審判は、刑事裁判と異なり非公開で行われるもので、少年の非行事実の有無だけでなく、少年を取り巻く環境も考えて審理がなされます。その結果、少年院に収容したり、社会内で立ち直らせるため保護観察とするなどの処分が決定されます。また、殺人をはじめとする重い事件では、成人と同じ刑事裁判を受けるために、検察官に送致する決定（逆送決定）がされることもあります。

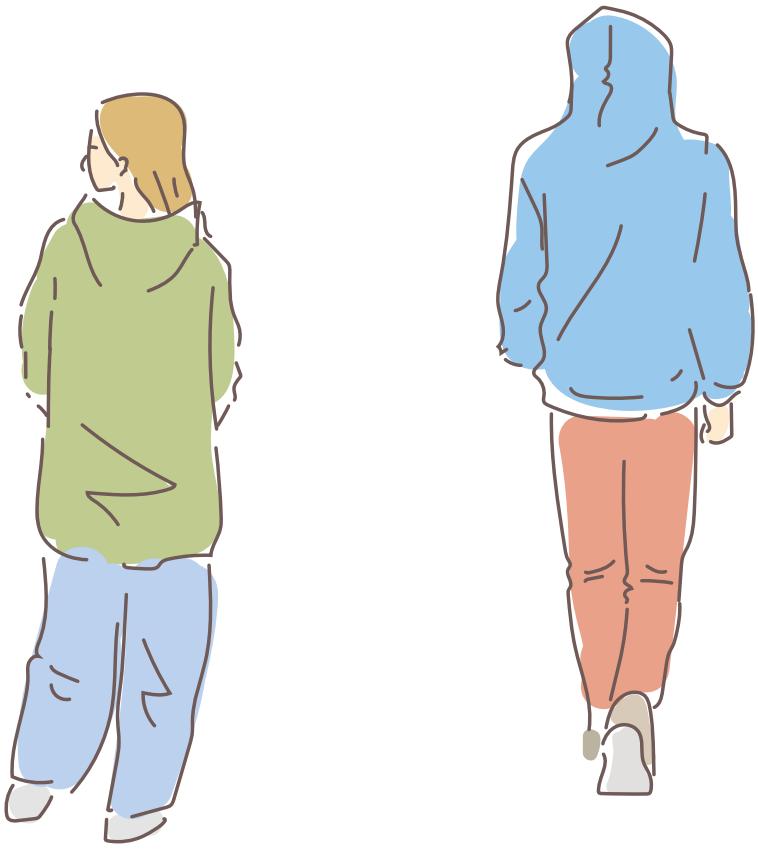

少年の権利を守り、
援助するのが「付添人」です。

少年審判には刑事裁判と違って、「弁護人」という制度はなく、少年の権利を守り、少年を援助するための「付添人」を選任する制度があります。付添人は弁護士に限定されていませんが、ほとんどの場合、弁護士が付添人になっています。

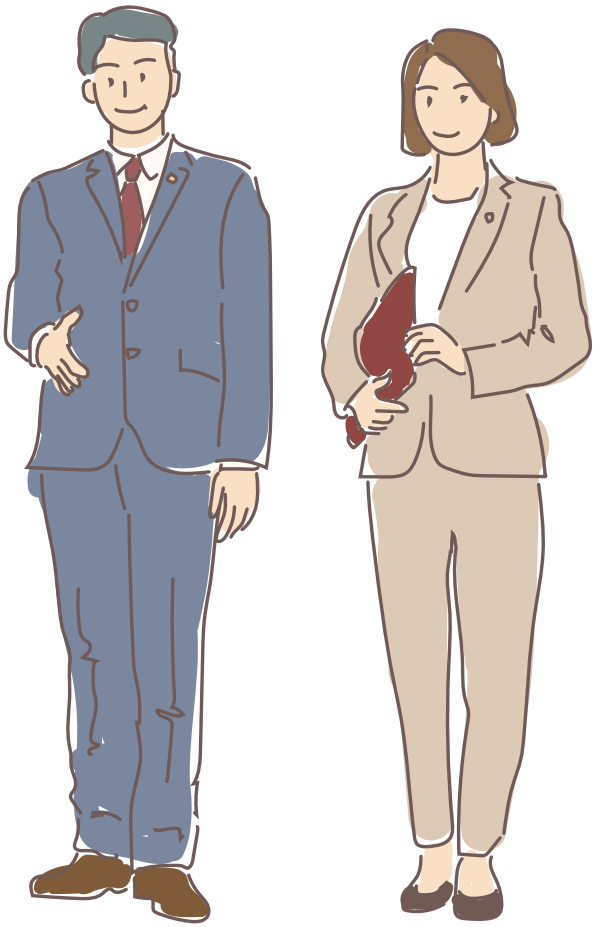

少年事件の手続と流れ

1 事件発生

少年が犯罪を犯したとされる場合
(14 歳以上 20 歳未満)
警察や検察官の捜査を受ける。

2 逮捕勾留

※勾留は10日間。延長されるとさらに最大で10日間。

少年も「被疑者」となり、成人と同じく逮捕・勾留されるのが実情。

勾留された場合、少年も、ほとんどの事件について被疑者国選弁護人をつけることができる。
弁護人は少年の利益を守るために活動する。

捜査が終わる。

成人の場合は、同じ国選弁護人が判決まで活動するが、少年の場合は、少年が家庭裁判所に送致されると被疑者国選弁護人は任務を終了してしまう。

3 家庭裁判所送致

家庭裁判所送致後は「少年」と呼ばれ、付添人を選任できるようになる。

しかし、被疑者国選弁護人がいた少年のうちの一部は国選付添人をつけることができない！

置き去りにされる少年

4 観護措置

※多くの場合4週間弱
（最大8週間）

家庭裁判所は、少年審判までの間、少年の逃亡を防いだり、少年の心身の状態を調査したりするために必要な場合に少年鑑別所に収容する決定（「観護措置決定」という。）をする。

付添人は、審判までに少年と何回も面会をして内省を深めさせたり、学校や家庭に働きかけて環境調整を行うなどの活動を精力的に行う。
その少年に対する処遇について意見を出したり、裁判官や調査官と協議する。

5 審判

裁判官が記録を検討し、少年や関係者から話を聞いて決定を言い渡す。

付添人は、少年に質問をして話を聞き出したり、少年に代わって裁判所に意見を述べる。

不処分

非行を犯していると認められない場合（非行事実なし）や、犯罪を犯しているが保護処分の必要がない場合、不処分となる。

保護処分

保護処分は、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設送致等がある。付添人は少年と相談して、処分に不服がある場合は抗告を行い、決定について争う。

検察官送致

一定の重大事件などで少年を刑事裁判に付するべきであるという場合には、検察官送致決定がなされる場合もある。

国選付添人をつけられない少年がいます。

問題は、少年鑑別所において観護措置をとられるという形で身体を拘束され、自由に弁護士への相談ができない状況で少年審判を受ける少年のうち、国選付添人を選任できる事件類型が限定されていることです。

これは、刑事事件被告人の場合、全ての事件について国選弁護人を選任できることと比べると大きな違いです。少年審判と刑事裁判では、手続が異なるとはいえ、事実の確認や今後の立ち直りの可能性を審理する点は同じです。少年が未熟であることを考えると、成人以上に弁護士の支援が必要であるといえます。

少年事件では「国選付添人制度」の対象事件が限定されており、また、弁護士費用を支払えるようなお金を持っていないことが多いため、多くの少年は自分のお金で弁護士を依頼することは困難です。にもかかわらず、少年院に送致されるような重大な処分を受ける場合でも、対象事件でなければ少年たちに国選付添人がついていないのです。実際、国選付添人の選任対象ではない事件でも26.2%[※2]（2021年）は、少年院送致が選択されています。これは、例えば暴行罪のような一見軽微な事件であっても、少年の環境や再非行の可能性など問題性が高いと家庭裁判所が判断したような場合には、少年院送致処分となるからです。特に、刑罰法規に触れる行為をしていなくとも、そのおそれがある場合に保護処分の対象とすることができるぐ犯事件では、その傾向が顕著で、少年鑑別所に収容されるような少年については、問題性が高いとして少年院送致処分となる割合は50.0%[※3]（2022年4月～12月）とかなり高くなっています。

なお、実際には、国選付添人の対象事件でない事件については、日弁連が全国の会員から徴収した特別会費を財源とする少年保護事件付添援助制度を活用して弁護士付添人が選任されています。

※2 令和3年司法統計年報（少年編）第25表をもとに算出
※3 令和4年司法統計年報（少年編）第25-2表をもとに算出

少年鑑別所に収容された少年に付く国選付添人の割合

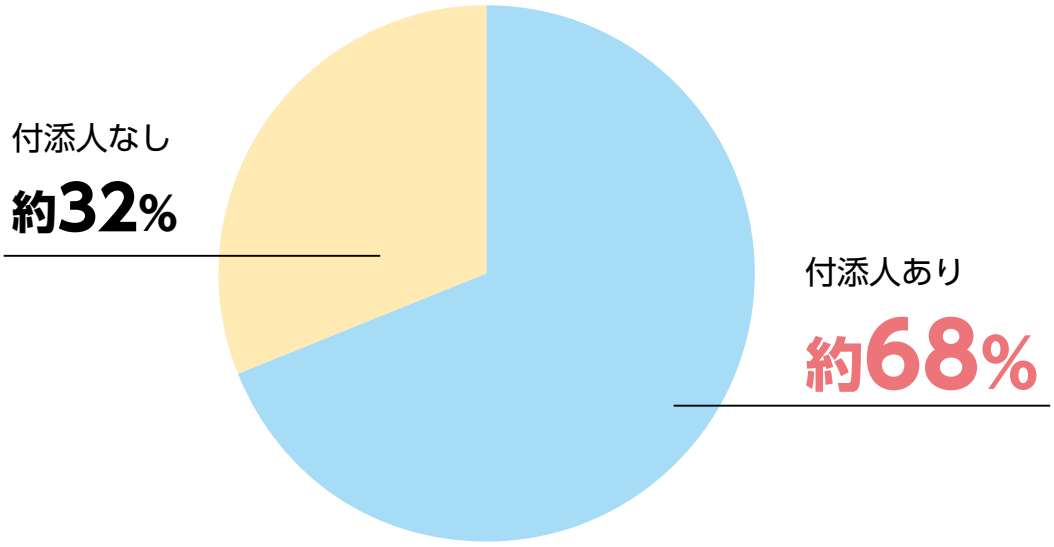

〔令和4年司法統計年報（少年編）第25表及び第28表をもとに算出〕

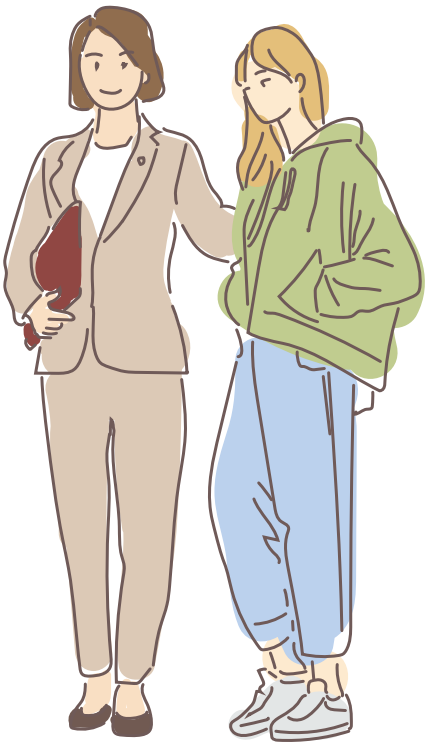

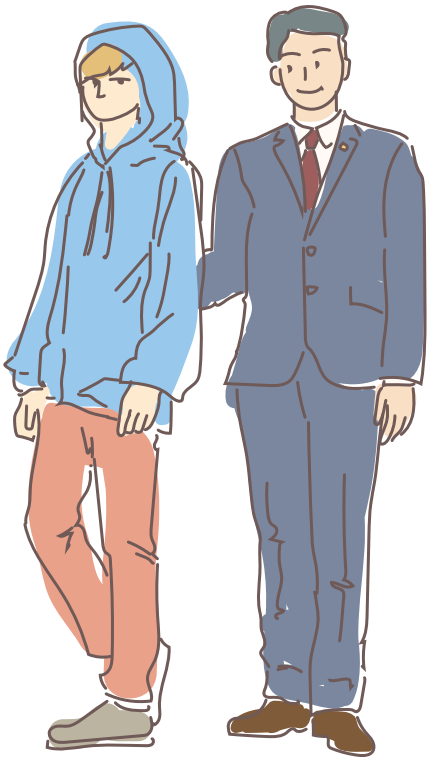

少年が「置き去り」にされる？！

警察や検察庁において取調べを受けている段階（被疑者段階）では、現在、勾留されている被疑者（少年も含む。）の請求があれば国選弁護人が選任されることになっています。

取調べが終了し、事件が家庭裁判所に送致されて少年審判を受ける段階（家裁段階）でも、それまでの弁護人は、付添人となり少年をそのままサポートしていくのが本来の形です。ところが、被疑者国選弁護人の対象事件は勾留された全ての事件であるのに対し、国選付添人対象事件の範囲が限定されており、家庭裁判所送致後は国選付添人が選任されないことが少なくありません。

具体的には、国選付添人は、少年審判に検察官が関与する事件、被害者から審判傍聴の申出があった事件のほかは、一定の比較的重い事件について、家庭裁判所が必要と認めた場合しか選任されません。実際の選任数は少年鑑別所に収容された少年の約 68%に止まります (2022 年)。

したがって、現状では、被疑者段階で国選弁護人として弁護士の援助を受けていたにもかかわらず、家裁段階では弁護士の援助を受けることができない少年（いわゆる「置き去りにされた少年」）が多数発生しているのです。起訴後には被疑者国選弁護人がそのまま国選弁護人になる成人と比べると不公平な制度です。

この「置き去りにされた少年」については、日弁連の少年保護事件付添援助制度を利用して弁護士付添人が選任されていますが、本来、国費でまかなわれるべきものです。

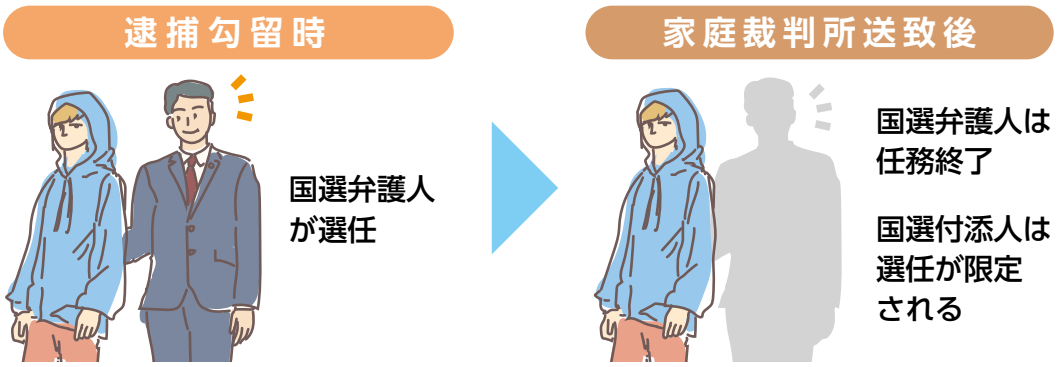

コラム

少年非行の背景となる１つの要因に被虐待体験があります。ともすると、被虐待体験の申告は、非行の原因を責任転嫁しているように受け取られがちですが、身体的暴力や性的被害体験、ネグレクトといった被虐待体験は、心的発達面で、安心感や信頼感の欠如、基本的な生活習慣の拙さや衝動性コントロールの難しさ、発達課題の積み上げや認知面での発達を阻害するとされています。これらは、慢性的な欲求不満や感情コントロールの悪さ、攻撃性の高さ、劣等感などといった非行の要因に結びつくと考えられます。また、虐待する大人の日常的な行動を目にすることで、性的刺激への親和性、暴力や生き抜くための盗みなどの逸脱行動へのハードルの低さにも結びついています。

また、発達障害は、それがあることから直接非行を犯すわけではないのですが、よその子と違う、どのように育てたらいいか分からないという親や周囲の困惑が､不適切な対応（ときに体罰やネグレクトなどの虐待）を生んだり、雰囲気にそぐわない行動や不注意で繰り返し注意・嫌悪された体験から、少年の劣等感・孤立・反発を生み、非行につながることが知られています。

付添人は、適切な対応に親を導いたり、指導が上手くいかず親の心が折れそうになったときに励ますなどする一方、適切な指導・関わりを親に対して期待できなかったり、親の消耗が激しく、家族の元に戻せない場合に、少年が安心して過ごせる施設や住み込みの職場といった帰住先の確保に動いています。

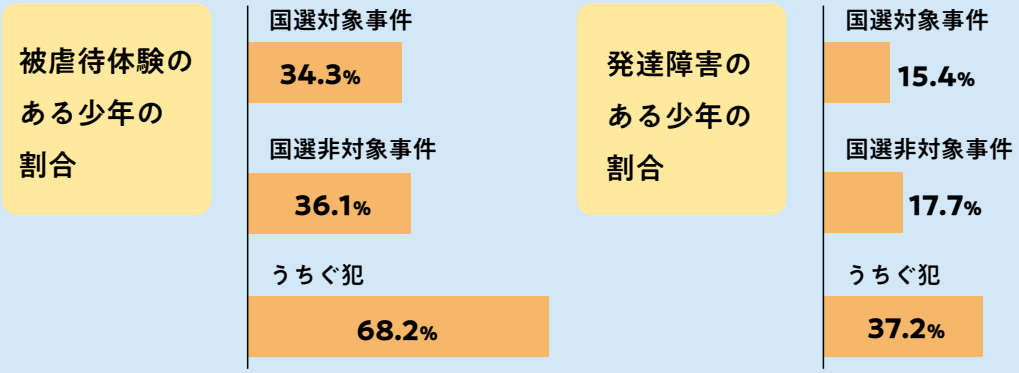

※申告式調査による場合、申告を避けたり、該当するのに該当しないと認識していたり、幼少期の記憶が残っていないために申告されないことがあり、実数は、大幅に上回る可能性があります。

〔いずれも令和4年の少年矯正統計統計表（少年鑑別所）をもとに算出〕

付添人の役割と必要性

1．少年をえん罪から守ること

成人の刑事事件でも、取調べの際、本当はやっていないのにうその自白をさせられ裁判でも真実をうまく伝えられず、無実の罪で処罰されるという悲劇が後を絶ちません。少年は、取調べにおいて自分の意見を言えずに取調官に迎合的な供述をする特性があるため、成人よりもえん罪の危険が大きいといえます。そして、国選付添人制度の対象事件となっているより重い事件の方だけが、えん罪のリスクが高く、非対象となっている事件ではえん罪のリスクが低いということはありません。

これを防ぐためには、審判の段階で付添人が少年から十分に事実関係を聞き、法的な問題がないかをチェックし、必要に応じて裁判所に対して少年の立場から主張をしていくことが不可欠です。具体的には①アリバイを立証する、②共犯や目撃者の供述が信用できないことを明らかにする、③犯罪の成立要件に当てはまらなかったり、成立要件が満たされていないことを指摘するといった活動をすることになります。

2．少年の意見を伝えること

自分が考えたことをうまく人に伝えることが苦手な少年もたくさんいます。付添人は、少年と時間をかけて話し合ったことについて、裁判所や調査官に直接伝えたり、少年が審判で自分の考えを話せるように援助したりします。その少年の持つ問題を解決するのに最も適切な処分を選択するために、付添人は少年の立場から調査官や裁判官と意見をぶつけあったりもします。

３． 少年の立ち直りを助けること

付添人の役割は、えん罪を晴らすだけではありません。少年が本当に非行を犯してしまったとしても、少年に寄り添い、少年の立ち直りを助けるために様々な活動を行っています。

1 少年自身に働きかける

付添人は、少年と面会し、事件のことや今後の生活のことについて時間をかけて話し合います。

自分一人だけでは、自分の生活のどこが悪かったのかを振り返ってよく考えることができない少年もたくさんいます。そこで付添人が少年と一緒に考えることで、少年は自分の問題点に気づきはじめます。

多くの非行少年は、大人と信頼関係を築けず、十分な愛情を受けずに育っています。そのなかで投げやりになっていた少年が、親身になって話を聞いてもらえる大人と出会ったことで徐々に心を開くようになり、これまでのことを反省して生活を立て直そうと決意することもめずらしくありません。

また、付添人は少年や保護者と話し合い、事件の被害者に対して謝罪に行ったり被害弁償をさせたりすることがあります。そうして付添人が接した被害者の感情を少年に伝えることで、少年は自分のしたことの大きさを知り、被害者に対してどう償うかを考えるようになります。

2 少年を取り巻く環境に働きかける

非行少年は生まれながらに非行少年だったわけではありません。非行には、少年を取り巻く環境が大きく影響しています。早期に環境的な要因を除去できれば、多くの非行少年は立ち直って非行から離れることができるのです。

1. 家族との関係を調整する

少年にとって、家族の影響は極めて大きいものです。例えば、叱るばかりで少年の話を聞こうとしない親と、その親に反発して家に帰りたがらない少年という関係はよく見られます。付添人が少年から話を聞き、それを親に伝え、それを受けて親が考えたことを少年に伝えるという活動をする中で、お互いの思いを知ることができて少年と親の関係が改善されていくことがあります。

2. 学校に戻れるようにする

少年にとって学校は重要な役割を持ちます。学校になじめないストレスから事件を起こしてしまった少年について、付添人が教員や保護者と話し合い、教員との間でうまくいかなかった原因をつきとめて対策を立てることで、ストレスをためずに生活していけるようになることもあります。

高校生なら、一過性のことでも事件を起こせば退学処分になることがあります。そこで付添人が学校との間で協議し、少年が学校に復帰することができれば、非行から離れた学校生活に戻ることができます。

3. 良い職場を見つける

仕事がなくて毎日ぶらぶらしていた少年について、付添人が保護者に働きかけて適切な職場を見つけることができれば、悪い仲間と遊び歩かなくなるでしょう。雇い主から良い影響を受けて少年の価値観が変わっていくこともあります。

4. 少年の帰る場所を探す

親がいなかったり、いても虐待を受けていたりして、家族の元に戻ることができない少年は少なくありません。そこで、付添人が関係機関に働きかけて、少年が安心して過ごせる施設を見つけたり、住み込みの職場を紹介してもらったりすることがあります。そうすることで、盗みをしなくても生活できるようになります。安定した生活ができるようになったことで、荒れていた少年がだんだん落ち着いていくこともあります。

4． 再非行を防ぐことは社会の利益につながる

こういった様々な活動は、全ての機関から独立し、少年に寄り添う付添人だからこそできることであり、非行少年の立ち直りに大きな影響を与えているのです。

こうして付添人が関わった少年が非行から離れていけば、社会で起こる少年犯罪が減少していき、それだけ安全な社会がもたらされます。付添人の活動は少年のためになされるものですが、結果として私たちの住む社会にとっても大きな利益となっていくのです。

コラム

ある付添人活動事例

担当した少年は、保護者から放任されており、虐待（ネグレクト）ともいえる状況でした。そのような環境だったため家出をしました。家出中は、食べ物に困ってスーパーでおにぎりなどを盗むなどして暮らしていたようですが、被害届は出されていませんでした。深夜一人でいるところを警察に発見されて、ぐ犯として家庭裁判所に送致され、少年事件となりました。

少年には、日弁連の少年保護事件付添援助制度を利用して、弁護士の付添人が選任されました。家庭裁判所との事前の協議では、少年自身の問題が深く、また、環境が整っていないことから、少年院送致が見込まれていました。

付添人としては、少年と話し合って自身の問題を振り返ってもらうとともに、保護者との関係を改善すること、これまでの問題の深さから、親元ではなく少年が住める場所を見つけることを目指しました。付添人の活動の結果、ある団体の施設に住まわせてもらえることになり、少年審判では、試験観察という形で、最終的な結論を出す前に少年を社会の中で一定期間見守ることとなりました。

その後も、付添人と一緒にハローワークに行ったり、仕事に使うために必要な原付の免許を取ったりと、少年なりにかなり頑張り、試験観察中に定職につくこともできました。

結果として、最終的な審判では、保護観察処分となり、少年院送致を回避できたうえに、保護者との関係も改善することができました。審判から数年たちましたが、少年は、しっかり仕事を続けているようです。

少年にとっても、家族にとっても、ひいては世の中にとってもよい結論になったと思います。

JFBA 日本弁護士連合会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL.03-3580-9841（代）

2023年10月版